

中国による香港「国家安全法」採択に明確な抗議を求める意見書

中国は、5月22日に開幕した全国人民代表大会（全人代）で、中国本土で施行されている政府に対する国家分裂や政権転覆、外国勢力の介入などを禁じる「国家安全法」を香港特別行政区政府に介させず導入する案を採択した。

同法により、昨年から香港で行われている反政府デモや民主化デモは、取締りの対象になり自由を求める香港市民の声は、単なる犯罪者の声とみなされてしまう。

このように中国政府が直接的に香港に対する統治を強めることは、1997年香港が中国に返還されるにあたって中国は50年間「一国二制度」を守ると約束したが、事実上23年間で、国際公約を反故にし、「一国一制度」に向かっている。

この状況で、アメリカを始めイギリス、カナダの欧米諸国やオーストラリアが「国家安全法」に強く反対を表明している。日本政府は他人事のように「深い憂慮を表明した」と述べるにとどまり「米国や英国など関係国は我が国の対応を評価した」としているが、国民には全く伝わってこない。

当市は香港との間に週2便の航路があり、近い関係にあるがその香港への人権抑圧を強化する同法に対し看過することはできない。よって日本政府に対して、「国家安全法」採択により香港の自由を奪う中国政府に明確な抗議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月22日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣